

『スタンダード二級建築士 2017年版』正誤表

(2017.5.25 学芸出版社)

本書の内容に法改正に対応できていない記述や、不十分な表記、誤記がございました。ここに訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

記

p.76 14行目

- (誤) バスダクト方式 ...電気関係のパイプ群を束ねたもので、 ...  
(正) バスダクト方式 ...電線を束ねて収めたもので、 ...

p77 下段 解答

- (誤) 6. バスダクト方式は電気関係のパイプ群を束ねて収めたダクトで、 ...  
(正) 6. バスダクト方式は電線を束ねて収めたダクトで、 ...

p.117

- (誤) \*適用除外 令 129条 7項  
(正) \*適用除外 令 128の5第7項

p117 下段 解答

- (誤)  
1. (令 129条 2項) 自動車車庫の壁は、高さ 1.2m 以下の部分の壁も含め、全面にわたって不燃材料又は準不燃材料で仕上げなければならない。

- (正)  
1. (令 128条の5第2項、令 128条の4第1項二号) 自動車車庫の壁は、全面にわたって準不燃材料又は準不燃材料による仕上げに準ずるものとして、国土交通大臣が定める方法と、材料の組み合わせによって仕上げなければならない。

【解答編】H27-6 下から7行目

- (誤)  
1. 令 129条 1項一号イ、令 128条の4第1項一号表(2)項、別表第1(い)欄(2)項、令 115条の3第一号、令 19条 1項 2. 令 129条 6項・1項二号 3. 令 128条の4第1項二号、令 129条 2項 5. 令 128条の4第1項三号、別表第1(い)欄(4)項、令 129条 3項

- (正)  
1. 令 128条の5第1項一号イ、令 128条の4第1項一号表(2)項、別表第1(い)欄(2)項、令 115条の3第一号、令 19条 1項 2. 令 128条の5第6項・1項二号 3. 令 128条の5第2項、令 128条の4第1項二号 5. 令 128条の5第3項、令 128条の4第1項三号、別表第1(い)欄(4)項

【解答編】H27-9 2行目

- (誤) 6条 14項  
(正) 6条 8項

以上